

# コロケーション有無によるメタル回線接続料の扱いに対する当社の考え

- ・接続事業者からの「DSLに係る設備がコロケーションされていない局舎におけるメタル回線のコストをドライカッパ接続料の原価から除外すべき」との意見を採用した場合、事業者間のコスト負担の同等性が確保できなくなり、公正競争を歪めることになると考えます。
- ・また、非競争エリア(ルーラルエリア)のコストを当社の電話サービスが追加負担することになるため、ユニバーサルサービス基金制度の補填額算定の見直し等の検討も必要になると考えます。

## ■コスト負担の同等性が確保できなくなり、公正競争環境を歪める

DSLに係る設備がコロケーションされていない局舎のメタル回線コストについて、DSLサービスやドライカッパ電話サービスはコストを負担せずに、当社のPSTNサービスや接続専用線サービスだけでコストを追加負担することになると考えられるため、設備的に同一のエンドエンドのメタル回線を使っているにも関わらず、DSL事業者やドライカッパ電話事業者は割安に、当社やDSL以外のメタル専用線を提供する事業者は割高にコスト負担することとなり、当社と接続事業者間及び接続事業者間でコスト負担の同等性が確保されず、公正競争を歪めることになる。

## ■ユニバーサルサービス基金制度の補填額算定の見直しの検討が必要

DSLに係る設備がコロケーションされていない局舎は、主に非競争エリア(ルーラルエリア)に存在していることを踏まえると、本意見を採用した場合、非競争エリアのメタル回線のコストを当社の電話サービスが主に追加負担することになるため、ユニバーサルサービス基金制度の補填額算定の見直し等についても併せて検討する必要がある。